

承認第1号

専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同法第179条第3号の規定により報告し、承認を求める。

平成29年 3月10日提出

三宅町長 森田 浩司

記

1 . 別紙のとおり

三総第808号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分

上記職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月三宅町条例第4号）の一部を改正する条例は、省令の一部改正に伴い急施を要し議会を招集する暇なきにより、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年12月28日

三宅町長 森田 浩司

条例第34号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月三宅町条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月28日専決

三宅町長 森田 浩司

職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業に関する条例（平成4年3月三宅町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に

係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1項第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

同条第1項第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1項第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第1項第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第18条第2項中「を承認されている」を「又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第2項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例（平成4年3月三宅町条例第4号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</u></p> <p><u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、</u> <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項</u> <u>に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第</u> <u>27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定</u> <u>により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養</u> <u>子縁組によって養親となることを希望している者として当</u> <u>該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第2 <u>7条第1項第3号の規定により委託されている当該児童と</u> <u>する。</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の規則で定める期間を 基準として条例で定める期間）</p> <p><u>第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の規則で定め</u> <u>る期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の 事情）</p>	<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の規則で定める期間を 基準として条例で定める期間）</p> <p><u>第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の規則で定め</u> <u>る期間を基準として条例で定める期間は、57日間とす</u> <u>る。</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の 事情）</p>

改正後	改正前
<p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p><u>(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p><u>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア 前号ア又はイに掲げる場合</p> <p>イ <u>民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)</u></p> <p><u>又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p>	<p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p><u>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1項第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第1項第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第2項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)を承認されている_____</p> <p>_____職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間 _____を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>